毎月１５日発行　VOL.782　2024年６月１５日発行

# 全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

皆様からニュースのご提供を
心からお待ちしております

全肢連公式ホームページでも全肢連情報をご覧になれます
https://www.zenshiren.or.jp

全肢連　検索

□編集・発行
一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
〒170-0005 東京都豊島区南大塚３－４３－１１
福祉財団ビル５階
ＴＥＬ：０３－３９７１－３６６６
ＦＡＸ：０３－３９７１－６０７９

メール zenshiren@zenshiren.or.jp

## 令和６年度第１回理事会（令和６年５月25日開催）の議事要旨

令和６年５月２５日（土）、東京芸術劇場（東京都豊島区）のミーティングルームにおいて、令和６年度第１理事会が開催されました。

出 席 者：【理　事】（１４名）
清水　誠一／石橋　吉章／植松　潤治／渡邉　啓宇／光延　卓真／浅井　茂／荻野　義昭／日比　奈緒美／松田　郁夫／橋本　佳子／圓井　美貴子／小濱　規男／吉原　芳徳／町野　忠史
【監　事】（１名）
大石　辰夫
欠 席 者：【監　事】（１名）
旭　喜彦

以下、議事要旨です。
第１号議案　令和５年度事業報告・収支決算報告の件
令和５年度事業としては、４つの事業についての報告がされた。全肢連情報は、職員の入れ替え等のため、１０月～１２月の３ヶ月間は休刊。Ｆａｃｅｂｏｏｋはホームページから削除。

収支決算について
収入：自販機還元金収入が２７０万円ほど増え、寄付金収入が１５００万円ほどとなった。
支出：旅費が職員の入れ替え等のため役員による調整が増えたため９１万円の増額。広報印刷費は業者見直しにより４３万円の減額。全肢連情報発行費は、３ヶ月休刊となったことや、データ配信に切り替えたことから４６万円の減額。あーと展は、副賞の見直しにより３１万円の減額。リース料は、予算設定時のミスのため、４１万円増額。諸謝金は、税理士事務所に会計業務を一部依頼したため、２２万円の増額。退職金は、職員２名の退職によるもの。
大石監事より、監査結果報告として令和５年度事業について活動報告書、財産目録、貸借対

照表、収支決算書及び補助事業収支決算書ともに、正しく示し、不備の点はないと認められた。

第２号議案　令和６年度事業計画（修正案）と令和６年度第一次補正予算の件
令和６年３月３０日の理事会にて議決された令和６年度事業計画の一部修正。令和５年度の決算を踏まえ、令和６年度第一補正予算を組んだ。事業計画は、日本財団での助成により行う予定としていたシーティング研修に関しては、日本財団の助成が不採択となった。機関誌「いずみ」は、これまでＪＫＡ事業で作成していたが、今年度から印刷経費が認められなくなったため紙からデータへの移行をしていきたい。さわやかレクリエーション事業への申込は現在８１件。ＪＫＡ事業の地域指導者育成セミナーは全国７カ所（札幌、秋田、東京、三重、和歌山、岡山、長崎）で開催予定。アステラス製薬からの車椅子送迎車両寄贈は台数が減る見込みである。
令和６年度第１次補正予算（案）について、主な変更点としては、事業費のうち、補助事業拠出金は元々計上がなかったものを計上している。ＪＫＡ事業は金額が確定したものを記載している。管理費のうち、リース料に関しては、適正金額に補正を行った。諸謝金は、会計業務委託を増やしたため委託料が増。退職給付費用は、前年度に２名の退職者があり、０となったため新たに計上していく。
植松理事：応募しやすい規約にしてほしいというのが会員の希望なのではないか。
松田理事：財務状況が健全でないと申請できない旨の記載があるため、例えば２年目の施設では赤字が続き、数年しないと黒字に転換しないというところが申請できないとなっているのではないか。そのあたりは見直しが必要だと思う。
吉原理事：応募についての要件緩和についてもう一度アステラス製薬の担当者と協議をしていく。→すでに一部修正されたものをホームページに掲載
光延理事：会費収入のうち分担会費は、例年通りの各都道府県に対する分担金で変更ないということか。神奈川県は、なんとかかき集めて運営している状況である。できるだけ早く改善してほしいと思う。
清水会長：会費について、県の財政事情を考慮しなければならないと思っている。会費の見直しについては、三役と監事に一任していただき、見直す必要がある都道府県については見直し、財政上ある程度確立している都道府県に対しては今まで通りお願いしようなど決めていきたい。

その他の議案についての件
能登半島地震に対して、５月１７日現在、１１３件５３３万円義援金が寄せられ、会員が被災された石川県肢連・新潟県肢連に配分し、残金についても石川県肢連へ二次支援金として配分予定
松田理事：義援金の配分については、半壊以上が２０万円、準半壊が１０万円、一部損壊が５万として決めた。しかし、一部損壊と認定されたものが再度調査にて半壊となった場合もあり、多少流動的な部分がある。残金についても一部損壊、準半壊となった方に配分していきたいと考えている。

次期理事推薦について
清水誠一（北海道肢連会長）、金登美一（秋田県肢連会長）、光延卓真（神奈川県肢連会長）、御代川栄子（茨城県肢連会長）、荻野義昭（愛知県肢連会長）、松田郁夫（石川県肢連会長）、植松潤治（滋賀県肢連会長）、米田操（広島県肢連会長）、三谷美代子（香川県肢連会長）、濱田聖美（大分県肢連会長）、河井文（東京都肢連相談役）橋本佳子（大阪府肢連会長）、日比奈緒美（岐阜県肢連会長）吉原芳徳（全肢連事務局長）町野忠史（全国心身障害児福祉財団事務局次長）、山﨑久美（全国肢体不自由特別支援学校ＰＴＡ連合会事務局長）
次期監事推薦
大石辰夫（静岡県肢連会長）、二重作誠一郎（税理士法人二重作会計事務所代表社員）
を推薦。

清水会長より、育英基金については新たに１５００万円の寄付を受け、普通預金口座に入っているが、そこから３５万円ほどＣＤ製作で支出した。本来であれば１４６０万円ほど残っていなければならないが、５００万円ほどＪＫＡ事業の立て替え払いをこの育英基金から行った。今後も、口座管理をしやすくするために、８００万円ほど限度額を決めた上で一時的に育英基金からＪＫＡの支払いを行えるようにしたいと考えている。
松田理事：育英基金という名前だとなかなか使いづらいのではないか。例えば、財政調整基金などの名前にして、どうしても支出が必要なものは、財政調整基金から出すということにしておいた方が使いやすいのではないか。
植松理事：財務調整にも使用して良いということであれば、財務調整という形にしておく方が健全だと思う。
清水会長：財政調整基金とし、適正に入出金を管理していく。

全ての議案は異議なくこれを議決し、午後の総会に諮られることが確認された。

## *令和６年度通常総会の（令和６年５月２５日開催）の議事要旨*

令和６年５月２５日（土）、東京芸術劇場（東京都豊島区）のシンフォニースペースにおいて、令和６年度通常総会（会長・事務局長会議）が開催されました。
出席：３６県肢連　５８名＋関係者８名
欠席：８県肢連

議事要旨
主な内容は、理事会の議事要旨と同様
植松理事より、全国肢体不自由児者福祉育英基金について説明。昨年度から福祉推進事業として公募形式で行っているが、応募しづらい面があるようで、なかなか進んでいない。今年度は抜本的に刷新し、広く会員の声を集め、運営をスムーズに行って、子どもたちのために還元できるようにしていきたいと思っている。

圓井理事：ブロック大会とあるが、「ブロック」という名称はなくすという話ではなかったか。ブロックとは俗称なのではないか。
清水会長：「ブロック」という名称については、検討して統一していく。また、中国地方、四国地方をひとくくりで良いのかということは改めて検討していく。
次期役員も承認され、総会を休会し次期理事・監事による臨時理事会を開催し、会長の互選、互選された会長より、副会長等の指名が行われた。
総会を再開
吉原事務局長より、臨時理事会にて理事による互選にて会長（代表理事）に清水理事、副会長に植松理事、松田理事、河井理事、常務理事に吉原理事の各理事が選出されたことが報告された。また、これまで副会長が２名だったが、今期より３名となったこと、さらに常務理事が就任したことを受け、業務執行理事を４名おきたい旨が説明され、定款２１条３における「代表理事以外の理事のうち２名を業務執行理事とする」の“２名”を“若干名”とする定款の一部改正について総会に承認を依頼。

また、定款２８条に基づき、石橋前副会長を理事会にて相談役に会長が指名した。

## 全肢連役員（任期：令和６年５月２５日～令和８年５月総会時まで）

| | |
|---|---|
| 会　長（代表理事） | 清水誠一（公財）北海道肢体不自由児者福祉連合協会会長 |
| 副会長（業務執行理事） | 植松潤治　滋賀県障害児者と父母の会連合会代表 |
| 副会長（業務執行理事） | 松田郁夫　石川県肢体不自由児者父母の会連合会会長 |
| 副会長（業務執行理事） | 河井　文（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会相談役 |
| 常務理事（業務執行理事） | 吉原芳徳（一社）全国肢体不自由児者父母の会連合会事務局長 |
| 理　事 | 金登美一　秋田県肢体不自由児者父母連合協会会長 |
| | 御代川栄子　茨城県肢体不自由児者父母の会連合会会長 |
| | 光延卓真　神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会会長 |
| | 荻野義昭　愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会会長 |
| | 日比奈緒美　岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会会長 |
| | 橋本佳子　大阪府肢体不自由児者父母の会連合会会長 |
| | 米田　操　広島県心身障害児者父母の会連合会会長 |
| | 三谷美代子　香川県肢体不自由児者と父母の会連合会会長 |
| | 濱田聖美　大分県肢体不自由児者父母の会連合会会長 |
| | 町野忠史（社福）全国心身障害児福祉財団事務局次長 |
| | 山﨑久美　全国肢体不自由特別支援学校ＰＴＡ連合会事務局長 |
| 監　事 | 大石辰夫（一社）静岡県肢体不自由児者父母の会連合会会長 |
| | 二重作誠一郎　税理士法人二重作会計事務所代表社員 |
| 相談役 | 石橋吉章（一社）全国肢体不自由児者父母の会連合会前副会長 |
| 顧　問 | 衛藤晟一（参議院議員） |
| | 野田聖子（衆議院議員） |
| | 岩本剛人（参議院議員） |

すべての議題について総会の承認を得た。

総会後半では、子ども家庭庁支援局障害児支援課　移行支援専門官　岡﨑俊彦氏による行政説明「重度心身障害児者における医療の現状と児から者への移行期医療の課題」ついての講演があった。
子ども家庭庁の動向、改正児童福祉法の施行、改正障害者総合支援法の施行、令和６年度障害福祉サービス報酬改定、令和６年度障害児支援関係予算、医療的ケア児、第７期障害福祉計画、第３期障害児福祉計画等について、講演いただいた。

## 生活介護事業所における重症心身障害者に対する配慮規定が明文化されました

### 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

**① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）**

○ 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。

○ サービス提供時間については、以下のとおり一定の配慮を設けるとともに、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（５時間以上７時間未満の利用者は、１日0.75人として計算し、５時間未満の利用者は１日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

＜一定の配慮の具体的な内容＞
① 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況などにより、その日の所要時間が、計画に位置づけられた標準的な時間よりも短くなった場合には、計画の時間に基づき算定可能。
② 送迎に要する時間が往復３時間以上となる場合は、１日１時間を計画に位置付ける標準的な時間として加えることが可能。
③ 医療的ケアが必要な者や重症心身障害、盲ろう者など、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（６時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備などに長時間を要すると見込まれることから、１日２時間以内を限度に計画に位置付ける標準的な時間として加えることが可能。
④ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）の時間を、１日１時間以内を限度に計画に位置付ける標準的な時間として加えることが可能。
⑤ 実際の所要時間が、計画に位置づけられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定可能。

※利用定員５人以下の場合

| サービス提供時間 | 障害支援区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 区分6 | 区分5 | 区分4 | 区分3 | 区分2以下 |
| 3時間未満 | 669単位 | 500単位 | 347単位 | 310単位 | 283単位 |
| ３時間以上～４時間未満 | 836単位 | 625単位 | 434単位 | 387単位 | 353単位 |
| ４時間以上～５時間未満 | 1,003単位 | 750単位 | 520単位 | 465単位 | 423単位 |
| ５時間以上～６時間未満 | 1,170単位 | 875単位 | 607単位 | 543単位 | 495単位 |
| ６時間以上～７時間未満 | 1,628単位 | 1,218単位 | 845単位 | 755単位 | 689単位 |
| ７時間以上～８時間未満 | 1,672単位 | 1,250単位 | 866単位 | 775単位 | 706単位 |
| ８時間以上～９時間未満 | 1,733単位 | 1,312単位 | 927単位 | 837単位 | 767単位 |

＋

**福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）**
**６単位/日**
常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

**② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）**

○ 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

**③ 延長支援加算の拡充**

○ 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で８時間以上９時間未満まで設定することから、９時間以上の支援を評価する。
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。
例）所要時間９時間以上10時間未満の場合　100単位／日

**④ 食事提供加算の見直し**

○ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】
【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する
【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

資料提供：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

## 医療的ケア児　成人後の支援に課題

５月２１日　読売新聞より

〇生活介護事業所　看護師が不足

日常的にたんの吸引や経管栄養などの介助が必要な「医療的ケア児」が、成人になってからのサポートが課題になっている。１８歳で学校を卒業後、ケアを受けながら過ごせる居場所が足りないからだ。障害者が通う生活介護事業所で受け入れが進むよう、国も看護師の配置を手厚くするなどの支援に乗り出した。

厚生労働省によると、在宅で療養する医療的ケア児は約２万人と推計される。特別支援学校には、在籍する医療的ケア児の人数の８割以上に相当する看護師らが配置されている。

一方、支援者の間で「数万人」とみられる成人への支援は大きな課題だ。

子どもへの支援について国や自治体の責務を定めた医療的ケア児支援法は、２０２１年９月の施行から３年をめどに見直しが検討されることになっており、今年はその年に当たる。成立時には「成人期に移行する際の支援に万全を期す」との付帯決議もついた。

厚労省は今年度、成人を受け入れる生活介護事業所を増やすための施策を始めた。
具体的には、事業所に支払われる報酬について、ケアを担う看護師の人数を増やしたら増額する。たんの吸引や入浴支援などを行う場合、報酬を上乗せする。定員５人以下で、長時間利用できるようにした事業所にも報酬を手厚くする。

## 医療的ケア必要な子　“直接避難”が可能に 長野市が整備

５月１４日　NHK 長野放送局より

長野市は、医療的なケアが必要な子どもたちが直接避難できる福祉避難所として、市内の施設３か所を初めて指定し、１４日、このうち２か所を運営するＮＰＯ法人と協定を結んだ。
福祉避難所は、医療的なケアが必要な子どもたちや障害のある人たちなどを受け入れる避難所で、福祉施設や公共施設が指定されている。
従来、利用者は一般の避難所を経由して福祉避難所に移動する必要があったが、５年前の台風１９号災害では、ふだん利用する施設に直接避難したいという声が寄せられた。
このため、国は３年前から、あらかじめ受け入れる人を調整したうえで、対象者が福祉避難所に直接避難できるよう、全国の市町村に対応を求めている。
これを受けて、長野市は先月、直接避難できる福祉避難所として市内の施設３か所を初めて指定し、１４日、このうち２か所を運営する長野市のＮＰＯ法人「こすもけあ福祉会」と協定を結んだ。
協定には、災害時に長野市が社会福祉士などの専門職を相談役として施設に配置することや、必要に応じて医療従事者を派遣することなどが盛り込まれている。
２つの施設は、市が事前に把握した人工呼吸器を装着している１８歳未満の子どもを受け入れの対象としていて、今後、施設では避難訓練を行うことにしている。

## 「入浴介助に男性が来た時は泣いた」女性障害者の性被害、どんな支援が必要なのか

５月２７日　京都新聞より

女性であり、障害者である。そんな複合的な「困難」を抱える女性障害者の性暴力被害を考える学習会（DPI 女性障害者ネットワーク主催）が、京都市内であった。
被害者には障害があるケースが少なくない。特に立場の弱い女性障害者は声を上げづらく、被害者である自覚も持ちにくい。背景には、障害者が家族や施設に頼らざるを得ず、性を持つ存在として認識されていないことも関係している。
被害者の総合的なケアを担うのが、各都道府県の「ワンストップ支援センター」。ただ受け付けが電話のみなど、多くの拠点で障害者はアクセスしづらい課題がある。人員や資金に課題を抱える拠点も多く、身体や知的、精神といった障害の特性に応じた対応は手探りで行われている。
そんな中、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」（京都 SARA、京都市）では２年前、２人の女性障害者が支援員に加わった。NPO 法人京都頸髄（けいずい）損傷者連絡会の村田惠子会長（62）と、日本自立生活センターの香田晴子代表（62）。障害当事者の支援員は全国でも珍しいという。
村田さんは 41 歳の時に事故に遭い、車いすで生活するようになった。学習会では病院で男性看護師から入浴介助を受けた経験にも触れ、「障害者が性を持たない存在として扱われることを残酷に感じた。（障害者が）性について話せる場所を作って障害女性の困難を知っ

てもらい、相談のハードルを下げたい」と力を込めた。

脳性まひで運動障害と言語障害がある香田さんは、「障害者にとって今の支援センターは相談しても向き合ってもらえない、信じてもらえない場所」と指摘。「障害者の支援員がいるというだけで『相談してみよう』と思う人が出てくる。全国のセンターに障害当事者の支援員を置いてもらいたい」と訴えた。

京都 SARA では障害者支援の研修を行うほか、リーフレットにメールの窓口があることを併記するなどバリアフリー化も進めている。

京都 SARA を運営する「ウィメンズカウンセリング京都」の井上摩耶子さんは「障害がある人が 1 人で来所できることが大切なのに、これまで考えが至っていなかった。当事者が支援に関わることは重要。2 人と話し合いながら引き続き考えていきたい」と語った。

望まない「異性介助」は「性的虐待」だ。学習会では、病院や施設などで障害者本人の意思に反して異性が入浴や排せつなどの介助を行う「望まない異性介助」も取り上げられた。脳性まひがある佛教大大学院生の森本京華さん（24）は、20 歳で初めてヘルパーを利用するまでの経緯を振り返った。なかなか条件に合うヘルパーが見つからない中、相談員から提案されたのが「女性」という条件を外すことだったという。

当時は異性介助という言葉を知らず、後に本でさまざまな課題を知った。「あの時は男か女か考える余裕はなかったが、異性介助のリスクを知り、一人の女性として自分の意見を持つことが大事だ」と力を込めた。

国は異性介助を「心理的虐待」に分類している。筋ジス病棟の未来を考えるプロジェクトのメンバー岡山裕美さん（44）は「入浴介助に初めて男性が来た時は泣いた」「男性でも良いと納得しないと心が保てない」といった当事者の声を紹介。「望まない異性介助は性的な侵害。より強い語感の『性的虐待』として認識されるべき」と訴えた。

## *第５９回東海北陸肢体不自由児者父母の会連合会三重大会*

令和６年６月８日（土）、三重県伊勢市のグランドメルキュール伊勢志摩リゾート＆スパにて、開催されました。

「住み慣れた地域で一人ひとりが自分らしく生きること、親として準備しておくこと」をテーマに、お互いの情報と課題、改善施策を共有し解決するための一助となることを願い、大会が開催されました。

多くの来賓や１００名を超える会員の参加がありました。

式典後に行われた講演では、特定非営利活動法人なちゅらん施設長の西脇慈徳氏による「地域の中で安心して暮らすことのできる環境づくり」、元気じるし株式会社代表の石山純氏による「障害のある子の『親なきあと』の準備」、三重県子ども・福祉部障がい福祉課課長池田和也氏による「三重県における障がい者福祉の推進について」のお話をいただきました。

アトラクションでは、全国大会でも優秀な成績を収めている三重高等学校ダンス部

挨拶される三重県肢連鈴木会長

「SERIOUS FLAVOR」のパワフルなダンスの披露がありました。

## *和歌山市障害児者父母の会結成６０周年記念大会・祝賀会*

令和６年６月９日（日）、和歌山県和歌山市のホテルアバローム紀の国にて、開催されました。

会長の岩橋正悟氏は、子を思う親の心を積み重ねて築いた 60 年を迎えるにあたり、会員一同初心に帰り、なお一層の団結を図り、父母の会の発展と障害児者福祉の推進に頑張ってまいる所存ですと挨拶で述べられました。

また、所用で欠席した全肢連清水会長の代理で挨拶した松田副会長は、「昭和 39 年　故岩橋正純会長のご尽力により『障害を持つ我が子らがこの社会で普通に暮らせ、幸せに人生を全うできるよう、親亡き後の子の行く末を考え』、和歌山市心身障害児父母の会を結成され、昭和 58 年には「社会福祉法人つわぶき会」として岩橋正純氏を初代理事長に法人化をはたし「和歌山市障害児者父母の会」として、本年、結成 60 周年の節目を迎えられましたことに心からお祝い申し上げます」と清水会長からの祝辞を代読しました。

出席者は、300 人以上を数え、盛会裏に行われました。

岩橋正悟会長

松田郁夫全肢連副会長

## *事務局より*

〇九州ブロック第 34 回定例総会
　令和６年6月１５日（土）　八千閣（福岡県福岡市）
〇共生社会の実現を目指す障害者の芸術文化振興議員連盟
　令和６年６月 18 日（火）　参議院議員会館
〇第 61 回関東甲信越肢体不自由児者父母の会茨城大会
　令和６年６月２９日（土）　ホテルレイクビュー水戸（茨城県水戸市）
〇全国特別支援教育推進連盟第２回理事会
　令和６年７月５日（金）　福祉財団ビル
〇地域指導者育成セミナー
　札幌：令和６年７月６日（土）～７日（日）かでる２・７
　岡山：令和６年７月６日（土）～７日（日）きらめきプラザ
　秋田：令和６年７月 13 日（土）～14 日（日）あきた芸術村